全紹協広報

マネキン

2024・新春号 No.115

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

全紹協広報　2024・新春

マネキン

No.115

目　次

新年のご挨拶……公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　会　長　小金井　敬　1
新年のご挨拶……厚生労働省　職業安定局　需給調整事業課長　中嶋　章浩　2
新年のご挨拶……厚生労働省　雇用政策課　民間人材サービス推進室長　浅沼　茂樹　3
年頭のごあいさつ……公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会　会　長　紀陸　孝　4
新年のご挨拶……公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　理　事　小野　俊一　5
新年のご挨拶……公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　理　事　小林　克巳　5
［厚労省ニュース］職業安定法改正のポイント……6
［厚労省ニュース］求職者への労働条件明示のルールなどが変わります……8
［厚労省ニュース］人材サービス総合サイトにおける情報提供について……10
［厚労省ニュース］人材サービス総合サイトへの掲載スケジュール……11
［厚労省ニュース］令和５年度　地域別最低賃金　答申状況……12
令和５年度 従事者研修会 実施報告……関東連絡会　会長　吉備　義和
パーソナル札幌　株式会社　山下　瑠莉子
株式会社　西日本キャロット　上野　留美
株式会社　西日本キャロット　梅原　直人
株式会社　多幸　堀田　順子
関西連絡会　会長　牧野　伸男　13
令和５年度 販売技術促進講座 実施報告……ダブルオーエイト　株式会社　岡野　泰也
関東連絡会　会長　吉備　義和
パーソナル札幌　株式会社　佐藤　真樹
有限会社　石丸　中島　大輔
有限会社　南九州マネキン紹介所　中尾　知美　15
令和５年度 教育スケジュール……17
令和５年度 意見交換会の実施報告
……公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　副会長　牧野　伸男　18
意見交換会に参加して……株式会社　アソシエ　塩木　和正
東商　株式会社　嶋田　知子
株式会社　白百合　新堀　圭子
日星　株式会社　近藤　法明
有限会社　福岡マネキン紹介所　前谷　雅司　19
マネキン紹介事業に役立つQ&A……20
事務局だより……21

新年のご挨拶

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会
会　長　　小金井　敬

新年明けましておめでとうございます。

昨年から期待していた来日外国人観光客数は予想以上の増加で、市場は活気づいています。弊社事務所のある日本橋・銀座エリアは特に賑やかです。外国人観光客の増加要因の一つが円安という事は懸念材料ではありますが、明るい賑やかな雰囲気の中にいるだけでも元気が出ますね。

最重要課題として取組みを続けている「賃金アップ」ですが、外国人観光客を受け入れる観光業界の賃金アップや海外企業の進出による賃金アップに後押しされ、その他の業界でも順調に上昇していけるのではないかと思います。求人サイトで少しでも多くの求職者を集めて結果を出していくためにも、引き続き求人企業に賃金アップを働きかけていきましょう。

全紹協の活動としては、今年も公益社団法人として作成した事業計画を各地に赴いて実施していきます。賃金アップを進めるためにはマネキンさんへの教育研修・スキルアップ研修も必須です。Webを使用した研修も回数を重ねる毎に充実した内容になっています。リモート受講でもマネキンさんに満足していただける内容なので、更に多くのマネキンさんに受講していただけるようにご協力をお願いいたします。

従事者研修も重要です。求職者が安心して登録できる企業となるためにも、基本となる法律知識を得て遵守する事が大切です。従事者が各企業の「顔」としてレベルアップしていける研修内容なので、こちらも一人でも多い参加をお願いいたします。毎年法改正がありますので、情報の発信を行うことを協会の役割と意識してまいります。引き続き「職業紹介事業者の自主点検ツール」を活用して、それぞれが正しく職業消化事業を行えているかどうかのセルフチェックも実践していきましょう。

昨年10月に横浜で開催された意見交換会では会員各社が活発に情報交換をしました。意見交換会は、今年も多くの紹介所に参加していただき協会を盛り上げていきましょう。会員が情報交換することで、自信を持って各社が対策を練る事ができ、思いがけない経営上のヒントにも繋がります。出席者の数と情報の数は比例しますので、ぜひ一人でも多くの出席をお願いいたします。

昨年の年頭の挨拶では「コロナ前の80％に回復」を目標と書きましたが、皆様はいかがでしたでしょうか？今年2024年の目標を数値にするのは難しいですが、少なくとも不安や悩みを一社で抱えずに会員同士が話し合って意見し合えるような全紹協にしていく事を目標に進めていきたいと思っています。

新しい年が更に良い年になるよう祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

厚生労働省　職業安定局
需給調整事業課長　**中嶋　章浩**

新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

全紹協並びに協会会員の皆様におかれましては、日頃より厚生労働行政の運営に当たり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

この場をお借りして、簡単な自己紹介をさせていただきます。昨年７月、需給調整事業課長を拝命致しました。当課配属となるのは、実に20年ぶりとなります。2001年の省庁再編と同時に当時の民需課に配属され、法規担当の係長として、平成15年の安定法・派遣法改正を経験致しました。その後、人口動態や産業構造をはじめ、労働市場を取り巻く状況には大きな変化があり、伴って、法制度面での対応も行われましたので、着任後はキャッチ・アップに努めて参りました。幸いにも、古き良き仲間にも恵まれており、三つ子の魂で諸課題に取り組んでおります。

さて、改めて周知をさせていただきたい制度改正として、本年４月１日に施行される改正職業安定法施行規則があります。主に２つの内容の改正を行っており、一つは、職業紹介事業者等が、仕事を探している方に明示しなければならない労働条件に「従事すべき業務の変更の範囲」、「就業場所の変更の範囲」、「有期労働契約を更新する場合の基準」が追加されました。（なお、例えば、これらの変更が想定されない日雇の方であれば、雇入れ日における従事すべき業務や就業場所を明示すれば足りることとなります。）

もう一つは、職業紹介事業者が情報提供しなければならない「業務の運営に関する規定」などについて、従来の書面掲示に加え、自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。

このほか、紹介させていただきたい行政の取組としては、医療・介護・保育分野における職業紹介事業への対応があります。現在、同分野の職業紹介事業者への集中的な指導監督の実施や、いわゆる適正事業者認定制度の基準見直し等の検討を行っており、求職者や求人施設にとって適正かつ透明性の高いサービスが提供されるよう、精力的に取り組んでおります。

ICTの発展とともに、職業紹介事業のあり方も変化の中にありますが、サービスへの入口はオンラインであっても、求職者の生の声を聞くと、きめ細かな面接指導やフォローアップ、個々の職場情報の提供、働き方の制約を踏まえた求人側への働きかけなど、人を介した丁寧なサービス提供こそが高く評価されております。この点は、職業紹介事業が生み出す普遍的な価値であろうと思います。引き続き、皆様が、労働市場の需給調整機能の一翼を担い、求人者・求職者双方のニーズを満たし、経済・社会の発展に寄与されることを期待しております。最後に、全紹協並びに協会会員の皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

厚生労働省　雇用政策課
民間人材サービス推進室長　**浅沼　茂樹**

新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会小金井会長様並びに会員の皆様及び関係者の皆様には、日頃から、職業紹介事業の適正な運営にご尽力いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の感染法上の位置づけが第５類に移行して、初めての新年を迎えることとなりました。我が国経済は、コロナ禍の３年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げなど経済の先行きに前向きな動きがみられる一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安があいまった輸入物価の上昇を起点とする物価高が継続しております。

このような状況下、政府は、昨年の11月に「デフレ脱却のための総合経済対策」をとりまとめ、先の臨時国会において、総合経済対策に基づく補正予算が成立いたしました。厚生労働省においても、総合経済対策に盛り込まれた対策や事業を速やかに実施し、国民や事業者の皆様に支援が行き届くよう取り組んでまいります。

職業安定行政に関連するところでは、総合経済対策の大きな柱の一つであります「構造的な賃上げ」の実現に向けて、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という三位一体の労働市場改革に取り組むこととしております。

貴協会におかれましては、これまで、需要に対応する形で、取引先を電気、アパレル中心から、食品関係など新たな分野を開拓し、従事者教育を図りながらそれらの職種に対応できる求職者を確保してこられたと聞いており、こうした取組がこの分野の労働市場の活性化・強化にも繋がるものと考えております。

当室におきましても、貴協会と意見交換を行いながら、いただきましたご意見等を施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様は、コロナ禍の苦境を乗り越え、日本の伝統的職種であるマネキン紹介の火を絶やさず、日々ご尽力されていることに改めて敬意を申し上げますとともに、日本のおもてなしの心と技を体現するこの伝統的職種への紹介を引き続きより一層、発揮いただきますようお願い申し上げます。

本年が貴協会並びに会員の皆様にとって良い年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会
会　長　紀陸　孝

明けましておめでとうございます。

コロナ禍も落ち着き、宿泊業と旅行業はコロナ前を上回る水準まで回復してきました。また円安効果もあいまってインバウンドも活況になり、百貨店の売上も連続プラスが続いております。それに伴いマネキンの求人も回復し、求職者の確保に追われている紹介所も多いのではないでしょうか。本年がマネキン業界にとって、回復を実感できる年になりますよう祈念申し上げます。

さて、民紹協では、令和４年度から５年度にかけて、高齢･障害･求職者雇用支援機構の委託を受けて、「職業紹介業における高齢者雇用推進事業」を実施しています。この事業の一環として推進委員会を設けて、事業計画や高齢者雇用推進ガイドラインの案などについてご検討をいただきました。貴協会からは小金井敬会長に委員をお勤めいただき、貴重なご意見を賜り改めてお礼申し上げる次第です。

現下の人手不足は、少子高齢化によるいわば構造的な現象というべく、職業紹介業においても高齢者活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

職業紹介業にとって、高齢者の活躍の場は２つあります。１つは、紹介所の従業員として、もう１つは、紹介先の企業においてであります。このため、職業紹介業における高齢者雇用推進ガイドラインは、自社での高齢従業員の雇用のみならず、高齢求職者のマッチングを通して、紹介先での高齢者雇用の促進に役立てることも目的に策定しているところが大きな特色になっています。

紹介所によっては、まだ高齢従業員がいなくて、高齢者雇用のイメージがわきにくい場合もあるかもしれませんが、高齢従業員の活躍事例などをもとに、高齢者の活躍イメージをもってもらうことを提案しています。高齢求職者に対しては、若い従業員が対応するよりも、人生経験の豊富な高齢従業員が対応する方が、求職者に安心や信頼感をもっていただきやすいという声を聞きます。

一方、求人者においては、依然として高齢者雇用に不安や抵抗感を抱く方が多いようですが、そのような求人者も、高齢求職者に直接会って話を聞いていただければ、高齢者活用の利点、効果を分かってもらえる事例もよく見聞きするところです。そうした働きかけは経験豊富な高齢従業員の得意とするところでしょう。

求職者の確保や従業員の活用に苦慮しておられるマネキン紹介業の皆さまにとって、この高齢者雇用・利活用に関するガイドラインがお役に立てば幸いに存じます。

結びになりますが、貴協会、会員の皆さまの益々のご発展、ご健勝をご祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会
理　事　**小野　俊一**

全紹協会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。三年余に亘るコロナ禍から抜け出し、新鮮な気持ちで新年をお迎えになられたとお慶び申し上げます。

国連の推計によると世界全体の平均寿命は1950年の約46歳から2021年には約71歳に延び、厚生労働省の2022年調査では日本の平均寿命は男性が約81歳、女性が約87歳と世界一の長命国になりました。人類が長命化していく中、本格的な情報化社会が到来し、とりわけコロナ禍を経て私達の生活や仕事の環境は大きく変化しました。例えば我が国の世帯の半数以上がネットショッピングをするようになったり、毎日通勤して会社で仕事していた環境から職場以外で働くテレワークを導入する企業が半数を超えています。働く人材の流動化と少子化高齢化はさらに進んでいますから「人こそが企業の大切な財産＝人財である」と捉えている企業が増えていると言われています。

坂井豊貴慶応大学教授は、人生の長期化・情報化社会の到来・知識や情報といった無形資産の重要性増大という大きな変化に対し働く私達にこれから求められるものは「働く人の学び直し＝リスキング」であると提言しています。今後リスキングの具体的な研究が進んでいくと思いますが、人財ビジネスに携わる私達全紹協にとって、将来に向けた道しるべの一つとなる提言として注目していただきたいと思います。

今年も一致団結して協会の諸事業に果敢に挑戦していきましょう。

新年のご挨拶

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会
理　事　**小林　克巳**

新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて令和２年初頭より経済活動に甚大な影響を与え続けてきた新型コロナですが、昨年５月８日をもって５類に分類変更されました。コロナ禍の間は、特にサービス業、小売業、観光業等が打撃を受け，本協会の会員皆様におかれましては、大変なご苦労を強いられたことと存じます。

しかし、新型コロナが５類に変更されてからは、消費者マインドにおきましてもコロナ疲れに対する反動消費がみられ、また、インバウンドの回復・拡大により経済活動にもやっと明るさが見えてきております。やはり大事なのは足下でしっかりこの変化に対処しつつ、１年後、２年後を見据えた先見性をもって、アフターコロナに対応することだと思います。

確かに、コロナ禍でテレワークを始めとする働き方改革が加速しました。しかし、労働環境が変化したとしても、どの企業も「人財」を必要としています。人材ビジネスを取り巻く環境は変化しており、人材不足が顕在化している今日において、益々重要性を帯びてきたと言えます。また、法令改正や行政政策も目まぐるしく変化しておりますので、人材ビジネスに関わる当協会の活動は、非常に重要な意義を有していると言えます。

小金井会長を始め執行部の皆様のご尽力により，当協会活動がマネキンさんを始めとする、販売事業に携わる方々を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋がるよう、ご祈念申し上げます。

2022（令和4）年10月1日施行

職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1　求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。
①求人情報　②求職者情報　③求人企業に関する情報
④自社に関する情報　⑤事業の実績に関する情報

求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	• 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 • 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
職業紹介事業者	• 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。 または • 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者	• 求人情報の提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。 求職者情報の提供依頼者には、求職者情報を正確・最新の内容に保つよう依頼する。 または • 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
自ら収集した情報を提供する募集情報等提供事業者	• 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。 または • 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

2　個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の**個人情報を収集**する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する**業務の目的**を、ウェブサイトに掲載するなどして、**明らかにしなくてはなりません。**

×	• 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。
○	• 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。 • 「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。

LL040901 需01

3　求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、
インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供する**サービス等を行う事業者も職業安定法の**「募集情報等提供事業者」**になりました。

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者**（求職者に関する情報※を収集する募集情報等提供事業者）**に、**届出制**が導入されます。
また、年に１度、提供している募集情報等の規模等の**事業の概況を報告**する必要があります。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、
メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。

令和４年10月１日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和４年12月31日までに届け出る必要があります。

届出が「必要」な例
- 会員登録を求めている場合
- メールアドレスを集めて配信している場合
- 閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例
- 紙媒体でのみ情報提供している場合

個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、**職業安定法の個人情報に関する規定の対象**となります。
- 業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- 業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- 個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト
2022（令和４）年職業安定法改正に関する情報やＱ＆Ａ、届出の記載例を公開しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

■人材サービス総合サイト
職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。
2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。
https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/

都道府県労働局　問い合わせ先

労働局	課　室	電話番号	労働局	課　室	電話番号	労働局	課　室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石　川	需給調整事業室	076-265-4435	岡　山	需給調整事業室	086-801-5110
青　森	需給調整事業室	017-721-2000	福　井	需給調整事業室	0776-26-8617	広　島	需給調整事業課	082-511-1066
岩　手	需給調整事業室	019-604-3004	山　梨	需給調整事業室	055-225-2862	山　口	需給調整事業室	083-995-0385
宮　城	需給調整事業課	022-292-6071	長　野	需給調整事業室	026-226-0864	徳　島	需給調整事業室	088-611-5386
秋　田	需給調整事業室	018-883-0007	岐　阜	需給調整事業室	058-245-1312	香　川	需給調整事業室	087-806-0010
山　形	需給調整事業室	023-676-4618	静　岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛　媛	需給調整事業室	089-943-5833
福　島	需給調整事業室	024-529-5746	愛　知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高　知	職業安定課	088-885-6051
茨　城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福　岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃　木	需給調整事業室	028-610-3556	三　重	需給調整事業室	059-226-2165	佐　賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群　馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋　賀	需給調整事業室	077-526-8617	長　崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼　玉	需給調整事業課	048-600-6211	京　都	需給調整事業課	075-241-3225	熊　本	需給調整事業室	096-211-1731
千　葉	需給調整事業課	043-221-5500	大　阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大　分	需給調整事業室	097-535-2095
東　京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵　庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮　崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈　良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖　縄	需給調整事業室	098-868-1637
新　潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥　取	職業安定課	0857-29-1707			
富　山	需給調整事業室	076-432-2718	島　根	職業安定課	0852-20-7017			

職業紹介事業者の皆さま

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1．追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

□ 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	**（雇入れ直後）　一般事務　（変更の範囲）　●●事務** …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） **契約の更新　有（●●により判断する）** **更新上限　有（通算契約期間の上限　●年/更新回数の上限　●回）** …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	**（雇入れ直後）　東京本社　（変更の範囲）　●●支社** …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） **裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。** 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給　25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） **時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。** (1) 基本給　●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	○○株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

LL050628 需01

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	（雇入れ直後）法人営業　（変更の範囲）製造業務を除く当社業務全般
	（雇入れ直後）経理　（変更の範囲）法務の業務

就業場所	（雇入れ直後）大阪支社　（変更の範囲）本社および全国の支社、営業所
	（雇入れ直後）渋谷営業所（変更の範囲）都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日）
	契約の更新　有（契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断）※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新　有（自動的に更新する） 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2．手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

① 手数料表
② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
③ 業務の運営に関する規程

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和６年４月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます（厚生労働省HP内）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html
今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。

令和４年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化）（厚生労働省HP内）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html
労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。

有料職業紹介事業者のみなさまへ

人材サービス総合サイトにおける情報提供について

有料職業紹介事業者は、人材サービス総合サイトにおいて情報の提供を行う必要があります。（職業安定法第32条の16第３項、同法施行規則第24条の8第３項、第４項）
情報提供にあたっては、許可時等に配布されたIDとパスワードが必要です。
（注）ID、パスワードが不明な場合、再交付の手続きに１ヶ月程度要します。

職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」

許可届出受理番号		２７－ユ－９９９９９ｘ
許可届出受理年月日		平成２９年５月１日
事業主名称		近畿スタッフ株式会社
事業所名称		近畿スタッフ株式会社　大阪オフィス
事業所所在地		大阪市中央区常盤町１－３－８
電話番号		０６－●●●●－●●●●
取扱職種の範囲等	取扱職種	全職種
	取扱地域	国内
	その他	
得意とする職種		
参考情報（得意職種等）		無
手数料		有
返戻金制度		有
備考		

（１）手数料に関する事項
手数料に関する事項の内容が分かるホームページのURLを掲載するか、PDFをアップロードしてください。
（２）返戻金制度に関する事項
返戻金制度の有無を掲載してください。
返戻金制度を設けている場合は、内容が分かるホームページのURLを掲載するか、PDFをアップロードしてください。

（３）職業紹介事業の詳細
就職者数、離職者数等の情報を入力してください。
入力時期については、裏面を参照してください。
※職業紹介の実績が無い場合も「０」と入力する必要があります。
（「－」は未入力の状態となります。）

職業紹介事業詳細

情報登録年度	就職者			無期雇用のうち６か月以内離職者数(人)	離職が判明せず(人)
	４ヶ月以上有期及び無期(人)	４ヶ月以上有期及び無期(人)うち無期(人)	４ヶ月未満有期(人日)		
平成29年度	１０	－	－	－	－
平成30年度	－	－	－	－	－
平成31年度	４０	１５	１９７	３	２
令和02年度	５０	４０	３１２	４	３
令和03年度	３８	２９	２８８	５	０
令和04年度	６１	４２	１，１３３	３	１

大阪労働局　需給調整事業部　需給調整事業第２課（R5.10）

人材サービス総合サイトへの掲載スケジュール

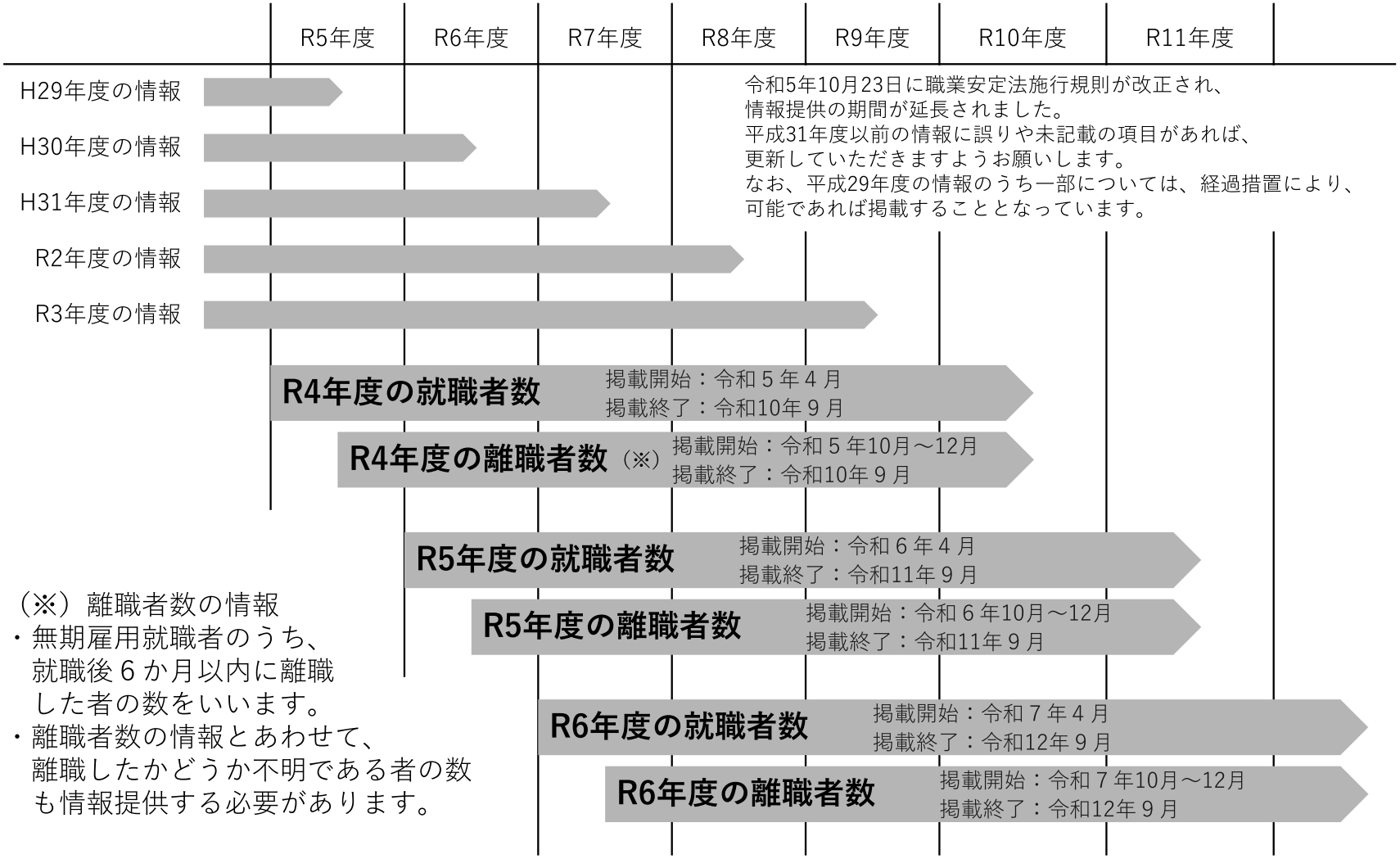

（※）離職者数の情報
・無期雇用就職者のうち、
　就職後６か月以内に離職
　した者の数をいいます。
・離職者数の情報とあわせて、
　離職したかどうか不明である者の数
　も情報提供する必要があります。

このスケジュールは令和5年10月23日時点の法制度に基づいて作成しています。
法改正等により、内容に変更が生じる可能性があります。

令和５年度　地域別最低賃金　答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	**960**　（920）	40		2023年10月1日
青森	C	39	**898**　（853）	45	+6	2023年10月7日
岩手	C	39	**893**　（854）	39		2023年10月4日
宮城	B	40	**923**　（883）	40		2023年10月1日
秋田	C	39	**897**　（853）	44	+5	2023年10月1日
山形	C	39	**900**　（854）	46	+7	2023年10月14日
福島	B	40	**900**　（858）	42	+2	2023年10月1日
茨城	B	40	**953**　（911）	42	+2	2023年10月1日
栃木	B	40	**954**　（913）	41	+1	2023年10月1日
群馬	B	40	**935**　（895）	40		2023年10月5日
埼玉	A	41	**1028**　（987）	41		2023年10月1日
千葉	A	41	**1026**　（984）	42	+1	2023年10月1日
東京	A	41	**1113**　（1072）	41		2023年10月1日
神奈川	A	41	**1112**　（1071）	41		2023年10月1日
新潟	B	40	**931**　（890）	41	+1	2023年10月1日
富山	B	40	**948**　（908）	40		2023年10月1日
石川	B	40	**933**　（891）	42	+2	2023年10月4日
福井	B	40	**931**　（888）	43	+3	2023年10月1日
山梨	B	40	**938**　（898）	40		2023年10月1日
長野	B	40	**948**　（908）	40		2023年10月1日
岐阜	B	40	**950**　（910）	40		2023年10月1日
静岡	B	40	**984**　（944）	40		2023年10月1日
愛知	A	41	**1027**　（986）	41		2023年10月1日
三重	B	40	**973**　（933）	40		2023年10月1日
滋賀	B	40	**967**　（927）	40		2023年10月1日
京都	B	40	**1008**　（968）	40		2023年10月6日
大阪	A	41	**1064**　（1023）	41		2023年10月1日
兵庫	B	40	**1001**　（960）	41	+1	2023年10月1日
奈良	B	40	**936**　（896）	40		2023年10月1日
和歌山	B	40	**929**　（889）	40		2023年10月1日
鳥取	C	39	**900**　（854）	46	+7	2023年10月5日
島根	B	40	**904**　（857）	47	+7	2023年10月6日
岡山	B	40	**932**　（892）	40		2023年10月1日
広島	B	40	**970**　（930）	40		2023年10月1日
山口	B	40	**928**　（888）	40		2023年10月1日
徳島	B	40	**896**　（855）	41	+1	2023年10月1日
香川	B	40	**918**　（878）	40		2023年10月1日
愛媛	B	40	**897**　（853）	44	+4	2023年10月6日
高知	C	39	**897**　（853）	44	+5	2023年10月8日
福岡	B	40	**941**　（900）	41	+1	2023年10月6日
佐賀	C	39	**900**　（853）	47	+8	2023年10月14日
長崎	C	39	**898**　（853）	45	+6	2023年10月13日
熊本	C	39	**898**　（853）	45	+6	2023年10月8日
大分	C	39	**899**　（854）	45	+6	2023年10月6日
宮崎	C	39	**897**　（853）	44	+5	2023年10月6日
鹿児島	C	39	**897**　（853）	44	+5	2023年10月6日
沖縄	C	39	**896**　（853）	43	+4	2023年10月8日
全国加重平均			**1004**　（961）	43		－

※　括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※　経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている

令和5年度 従事者研修会 実施報告

関東連絡会　会長　吉備　義和

10月11日（水）、京橋のエターナルビル３階にて関東連絡会主催の「令和５年度　従事者研修会」を実施致しました。

第１講目は東京労働局　需給調整事業部　需給調整事業第二課　課長補佐の竹内典子様より「適正な事業運営について」と題した最近の指導事例を元に詳細なご説明をいただきました。日頃の事業運営で見過ごしていた内容もあり、気持ちを引き締めるご講義でした。

第２講目は元NHK国際放送局キャスターを務められていた株式会社言葉こころ所作研究所の代表取締役　ましのせつこ様による「電話応対とコミュニケーション」と題した、実際に電話機を使った、また実際の場面に近いロールプレイを中心にしたご講義で、電話応対が業務に欠かせない我々の事業にとって、大変役立つ内容でした。参加者からも大変好評でした。

北海道連絡会　パーソナル札幌　株式会社
山下　瑠莉子

令和５年10月16日に「職業紹介従事者研修会」をオンライン受講させていただきました。

労働局で指導の多い事項として、労働条件の明示に関する事項が特に勉強になりました。令和６年４月から求職者に明示しなければならない労働条件が追加になります。労働条件は求職者にとって最も重要な情報であることを再認識し、職業紹介事業者として責任を持って、常に最新の労働条件を確認する必要があると改めて学びました。

「電話応対とコミュニケーション」では、「最初の15秒で会社の第一印象が決まる」という言葉が印象的でした。日頃から１件１件の電話に丁寧に対応できているかどうかを今一度振り返り、これからの業務に活かしていきたいと思います。

九州連絡会　株式会社　西日本キャロット
上野　留美

思い返せば、私が「電話応対」についての研修を受けたのは社会人になる直前の頃です。その時も電話機を使って新入社員同士での電話応対練習がありましたが、今回は先生との電話応対であり、その内容を録音して後から個別にアドバイスを受けるということは初めての経験でした。

自分の応対時の声を聞くのは恥ずかしさがありましたが、先生のアドバイスは優しく、とても的確でした。ご指摘を受けた箇所はどれも納得しました。実技に入る前に先生がお話しされた「電話応対での初頭効果」が身に染みて良くわかりました。

実は「初頭効果」という言葉を私は初めて聞きました。「初頭効果とは、最初に提示された情報に強く影響される心理的な傾向を言う。」確かに、初めて対面した人の見た目（身だしなみや表情）や言葉遣いなどの第一印象は強く残ります。これが顔や姿が見えない電話応対になると、言葉遣いや音声表現が第一印象になるのです。電話応対では「始めの15秒」でその会社のイメージが決まってしまうのです。重要なポイントですね。

今後は先生からのアドバイスや教えていただいた色々なポイントを生かして、電話応対や対面応対を行っていきます。有意義な研修に参加させていただき、ありがとうございました。

九州連絡会　株式会社　西日本キャロット
梅原　直人

九州連絡会の従事者研修会に初参加させていただきました。

「第一部　適正な事業運営について」では、九州・沖縄地方の雇用状況や産業別新規求人の状況についてのお話があり、大変興味深く拝聴しました。特に卸売業・小売業のうちスーパーやドラッグストア等の求人増加は、すなわち業界

の活性化を示す指針でもあります。物価高・燃料費高騰の影響の懸念はあるとはいえ、外食費の高騰は必然的に小売業へと消費者を動かします。食品関連に改めて営業をかけねばならない、大切な時期であると感じました。

「第二部　電話対応とコミュニケーション」では初頭効果と親近効果について学びました。第一印象の与える効果が300～600時間継続すること、その第一歩となる電話対応の大事さと難しさ。初めの15秒についてなど、学ぶことは非常に多くありました。また電話の実機を使っての応対シミュレーションは、自身の電話応対のクセがよくわかる画期的な授業でした。これまで全く意識したことのなかった語尾の跳ね上がりがあり、今までずいぶん損をしていたと気づきを得ることができました。

学んだことを活かして、褒めていただいた点を伸ばしていきたいと思います。

東海連絡会　株式会社　多幸　堀田　順子

令和５年10月26日（木）従事者研修会を受講いたしました。

１講目：「適正な事業運営について」

愛知労働局の近藤公秀指導官より、職業安定法改正と最近の指導が多い事例についての講義でした。参考資料をもとに説明をいただき、書類の具体的な参考例、記載例、実際に多い指導事例など、大変勉強になりました。

２講目：「電話応対とコミュニケーション」

デモの電話機を使用した電話応対を参加者全員が実施し、実際に録音した音声を聴いた上でご指導いただき、分かりやすく学ぶことができました。「初頭効果」「笑声（えごえ）」「スリーYESセット」等、ましの先生の講義は楽しく、大変勉強になりました。翌日から早速、相手に伝わりやすくなるよう、語尾のび、語尾上げ、話すスピードに注意しながら電話応対をしております。

関西連絡会　会長　牧野　伸男

今年度の関西での従事者研修会は、11月16日（木）に大阪市のエルおおさかにて実施致しました。受講者は会場でのリアル受講者11名、リモート受講者８名の計19名でした。

１講義目は、大阪労働局の木村大造　需給調整指導官より「適正な事業運営について」というテーマのもと、実際に行った指導事例、必要帳簿類の内容の丁寧な説明がありました。また令和６年４月１日施行の改正職業安定法の内容についての説明もして頂き、参加者はよく理解できたと思います。

２講義目は、株式会社言葉こころ所作研究所　代表の　ましの　せつこ氏を講師に迎え、「電話応対とコミュニケーション」について講義して頂きました。

我々職業紹介事業所の内勤スタッフにとって一番大切で、求人者、求職者との最初の接点である電話応対についての基礎編として、初頭効果、親近効果についての説明もして頂きながら、参加者ひとりひとりが実際に電話機を使用して電話応対を行いました。具体的で、明日から即実践可能な、有意義でとても勉強になる講義でした。

ましの先生には今年度から３年にわたって基礎編から応用編まで講義をお願いしていく予定になっています。

来年以降も、多くの従事者の方々の参加をお待ちしております。

従事者研修会プログラム

※連絡会により内容・時間帯が変わります

時間	内容	担当
13:00～13:10	受　付	各連絡会事務局
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会　連絡会担当者
	開　講　挨　拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会　会長　小金井　敬
13:15～14:45	「適正な事業運営について」 “最近の指導事例より” コミュニケーション～	各地区労働局　職業安定部　需給調整事業課　担当官
14:45～15:00	休　憩	
15:00～16:30	「電話応対とコミュニケーション」 その１　基礎編(+オンライン)	株式会社　言葉こころ所作研究所 代表取締役　ましの　せつこ　氏
16:30～16:35	閉　講　挨　拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会　連絡会担当者

令和５年度 販売技術促進講座 実施報告

関西連絡会　ダブルオーエイト　株式会社
岡野　泰也

令和５年度　関西エリアでの販売技術促進講座は、９月29日（金）エルおおさかにて実施を致しました。リアル受講者６名の参加でした。

第１部は、藤重知子 先生から「接客力を磨く！」～笑顔と声のおもてなしコミュニケーション～　と題して、非言語のコミュニケーション（表情・姿勢・態度・口調・声の大きさ）の大切さについて学びました。第２部は、山下真知子先生から、「接客力UP」～ロールプレイング研修～　と題して、シチュエーションを設定してのロールプレイングを実施することで、体験を通して接客力を身につけることが出来ました。

販売員として、身につけるべきスキル・知識を短時間で学べる有意義な研修でした。次年度以降も多くの方に受講して頂き、会員スタッフの店頭でのパフォーマンス向上に寄与していきたいと思います。積極的にご参加の程、よろしくお願い申し上げます。

関東連絡会　会長　吉備　義和

11月１日（水）に京橋のエターナルビル３階にて開催されました「関東連絡会主催　販売技術促進講座」はリアル参加者７名、オンライン参加者12名の合計19名参加の講座となりました。

第１講目は株式会社ライズの藤重知子先生による「接客力を磨く！（副題　笑顔と声のおもてなしコミュニケーション）」と題した、お客様が気持ちよくお買い物をしていただける笑顔の作り方、声のトーンなど接客の基本、コミュニケーションの基本を教えていただきました。

第２講目はALLURE代表の山下真知子先生による「接客力UP！　ロールプレイング研修」と題した売り場での具体例を題材にしたロールプレイ中心の研修でした。

どちらの研修もすぐに業務で役に立つ内容で、参加された皆様にとっても、充実した半日であったと思います。

北海道連絡会　パーソナル札幌　株式会社
佐藤　真樹

日々、色々なお客様と接し一人一人に合う接客を心がけていますが、やはり基本はアイキャッチ、笑顔、挨拶なのだと大切さが再確認できました。

お客様も緊張していらっしゃると思いますので、リラックスしてゆっくり見ていただく為にも声のトーンや話し方が影響する事も勉強になり、翌日からすぐ取り入れる様にしました。

ロールプレイングでは、実店舗での接客を通しての販売にはやはり価値があるのだと改めて認識しました。講師の方の実例のお話がとても印象に残り、私もお客様の為に行動して、感動や満足をしていただける様に努力していきたいです。

九州連絡会　有限会社　石丸　中島　大輔

「接客力UP！ロールプレイング研修」をマネキンさんが受講している傍らで私も聴講させて頂きました。

笑顔での挨拶や、お客様に寄り添った声のトーンでのお声かけ、いやな思いをさせない言い回しなど、どれも言われてみれば当然のことで、マネキンさんも常日頃認識しているであろう内容でしたが、ロールプレイングで繰り返し笑顔を作り、声に出し、強く意識することで、皆さん確実に今までよりも良い笑顔、声、言葉遣い、心遣いにレベルアップされたように思います。

受講後のマネキンさんに感想を伺ったところ、「ロールプレイングは苦手だったが、勉強になった、参加してよかった。」との声を頂きました。

心地よい会話を通してお客様の幸せの着地点を見つけ、よりよいお買い物へ導くことがマネキンさんの存在価値なのだと、改めて思い至りました。

九州連絡会　有限会社　南九州マネキン紹介所
中尾　知美

今回初めて講座に参加し、緊張しておりましたが、講師の藤重知子先生の始めのご挨拶で「今日は、私の事を藤子さ～んと呼んでくださいね」と、話し方や声のトーン、とても素敵な笑顔でおっしゃられ私も思わず笑顔になり、緊張もほぐれ楽しい気持ちで受講いたしました。

研修の内容も特別難しい事ではなく、普段の接客に３つのスイッチ（アイキャッチ、笑顔、

挨拶）にもう一工夫プラスするという大変分かりやすく、すぐに実践してみたいと思える内容でした。接客の仕事に対する意欲が湧き、お客様とのコミュニケーションを取る事の楽しさがわかり、この仕事に就いてまだ５年目の私にとっては、大変貴重で有意義な時間でした。

早速、翌日から「ウキウキウキウキ、イキイキイキイキ」と発声練習をして売場に入っています。声のトーンや話し方も意識しながらお客様には居心地よく、また会いたいと思って頂ける様にと心がけながら、笑顔で楽しく接客しております。

この研修に参加して本当に良かったと思っています。これからも学んだ事を活かしながら、私自身もイキイキと楽しく接客力を磨いていきたいと思います。ありがとうございました。

また機会がありましたら是非参加したいと思います。

販売技術促進講座プログラム

※連絡会により内容・時間帯が変わります

時間	内容	担当
13:00～13:10	受　　付	各連絡会事務局
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会　担当者
	開　講　挨　拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長　吉備　義和
13:15～14:45	「接客力を磨く！」 ～笑顔と声のおもてなし コミュニケーション～	株式会社　ライズ　藤重　知子　氏
14:45～15:00	休　　憩	
15:00～16:30	「接客力UP！ ロールプレイング研修」	ALLURE代表　接遇コンサルタント　山下　真知子　氏
16:30～16:35	閉　講　挨　拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会　連絡会担当者

令和5年度 教育スケジュール

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

「従事者研修会」日程表

連絡会名	実施日	会場	出席者数
関東	令和5年10月11日(水)	トレジャーリンク会議室	13名 (リアル5・リモート8)
九州	令和5年10月12日(木)	JR博多シティ 10F I+J	10名 (リアル10・リモート0)
東海	令和5年10月26日(木)	ウィンクあいち905号室	13名 (リアル6・リモート7)
関西	令和5年11月16日(木)	エルおおさか本館10階 研修室5	19名 (リアル11・リモート8)

「販売技術促進講座」日程表

連絡会名	実施日	会場	出席者数
関西	令和5年9月29日(金)	エルおおさか本館10階 研修室5	6名 (リアル6・リモート0)
関東	令和5年11月1日(水)	トレジャーリンク会議室	20名 (リアル7・リモート13)
九州	令和5年11月14日(火)	JR博多シティ 9F 4号室	8名 (リアル8・リモート0)

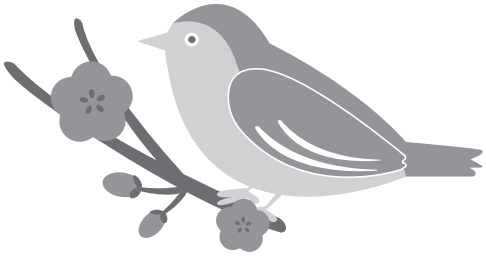

令和５年度

意見交換会 横浜 の実施報告

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会
副会長　牧野　伸男

当協会の毎年の恒例行事となりました令和５年度意見交換会は、10月28日（土）に神奈川県横浜市での開催となりました。会場は関東連絡会の会員企業の株式会社ジョビアの会議室をお借りしました。

通算で10回目となりました今回は、全国より14名の会員と酒井事務局長の計15名が参加し、関東連絡会吉備会長の司会、進行のもと、活発な意見交換がスタートしました。

この意見交換会は、全国の会員事業所が現在抱えている課題、問題や、各社のあらたな取り組み等を、まさに本音で語る会として定着しており、参加者がひとりずつテーマに沿って順番に意見の交換をしていく形をとっています。

日本で唯一の公益社団法人のマネキン紹介事業所の全国組織ですので、紹介事業をメインとしている会員事業所が多いのですが、多様化している現在の人材ビジネスでは、派遣、請負事業をはじめ、他業種に取り組む事業所もあり様々な形態のお話は大変参考になりました。

また、しばらくの間、据え置きが続いていたマネキンスタッフの賃金が今年に入ってから全国的にアップしている状況も確認できたことは参加者にとって有意義であったと思います。

紹介事業所の手数料についても、地域や仕事内容によって違いはあるものの、上昇傾向にあることがわかりました。

スタッフの就労先につきましても、百貨店、スーパー、量販店の他に、観光地、スタジアムでのお仕事など多岐にわたる事業所もあり、新しいお話を聞くことが出来て刺激を受けた会員の方々も多かったと思います。

また今回参加の会員企業数社が、大幅なペーパーレス化をすすめており、求人企業への請求書を従来の紙での請求書からPDFで発行するようにしており、中でも会員の１社ではその割合が80％から90％になっているという事でした。

多くの事業所が掲載しています全紹協求人サイトにつきましても、他の媒体と比較しても高い採用率となっている事もあり、満足頂いている会員が多く、今年度は新たな取り組みを考えており、益々の充実を図っていきます。

大変中身の濃い意見交換会のあとは、会場を提供して下さいました株式会社ジョビアのビル内にあります水耕栽培場の見学を順番にさせていただき、懇親会は同社がビル内で運営するカフェ「ICONIC STAGE café」にて和やかなムードの中行われました。

今年も参加会員から、意見交換会では、自社に持ち帰って、事業運営に役立つ情報も多く、大変参考になりましたという意見、同じ悩みを持つたくさんの同業者と話すだけでも有意義だというありがたい意見も頂戴しました。

協会としましては今後も引き続き意見交換会を開催して、情報交換並びに、会員の親睦を図って参りますので、これからもより多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

最後になりましたが今回の会場を提供いただき、休憩時間での優しいハーブティー、美味しい洋菓子、懇親会での素晴らしいお料理を準備して下さいました株式会社ジョビアの吉備義和会長、吉備カヨ社長に厚く御礼を申し上げます。

株式会社　アソシエ　**塩木　和正**

久し振りに各地からの参加メンバーと旧交を暖め、また各社の状況もお聞きでき、今後のヒントにさせていただきました。

振り返ればコロナ禍の３年余り、会社存亡の危機の中、生き残りを模索する日々でした。現在も業績回復にはほど遠いというのが実情です。既にコロナ前に回復したところも有るようですが、一方では廃業の情報も届きます。

事業を取り巻く変化に対応すべく、新分野の起業に取り組む事例を見せていただきました。ベンチャー企業の10年生存率は10％以下と言われますが挑戦しないと先に進めません。当社も社内の業務改革と新規事業を兼ねて、クラウド型人材サービスシステムの開発・販売を企画しました。ようやく開発のめどが立ち、いよいよ他社に導入をお願いするフェーズになりました。挑戦の気持ちを失わず取り組んで行きたいと思います。

東商　株式会社　**嶋田　知子**

横浜で開催された意見交換会では、各会員様の情報をお聞きしてとても参考になりました。

日頃の業務の中で不安な事も、各社それぞれの取り組みを具体的にお聞きして、取引先様への働きかけの背中を押していただいた様に思います。

弊社では、アパレル関連の求職者・求人者ともに減少したままでしたが、アパレルも盛り返している会員様のお話を聞き、諦めずに進めていこうとも思いました。

懇親会では、会場を提供してくださったジョビア様のレストランはとても美味しく、お料理や水耕栽培の話で盛り上がりました。

同業者が実際に集まる機会はとても貴重で、今後も参加させていただきたいと思います。

株式会社　白百合　**新堀　圭子**

今回は念願の横浜、ジョビア様の新社屋ビルで開催されました。コロナによる打撃を受けた直後に、雇用維持を目的とした六次産業のアイデアと実行が素晴らしいものでした。どの取組にも、ヒトが関わり、開発した商品やメニューにはどれも思いやりが感じられました。ビル内で行われる農業、製造、加工、流通、販売などは、人材紹介一筋の私たちにとってはほぼ未経験の領域です。失敗しながらも、社長の人柄と前向きな姿勢が進歩と成功をもたらしたのだと感じました。コロナを乗り越えて更なる成長を遂げるジョビア様の未来を応援したいと思います。

そして、ビル１階のレストランでいただいた、水耕栽培の野菜たっぷりバジルパスタが絶品でした。絶対また食べに行きたいです！

日星　株式会社　**近藤　法明**

今回はジョビア様にお邪魔させていただき、意見交換及び、会社（植物工場・レストラン）見学等をさせていただきました。

ジョビア様は人材業のみならず、関連する周辺領域にも展開されておられます。

「紹介者」でありながらも「出店者」の立場、あるいは「企画者」としての立場など多様な視点から百貨店催事のお話をいただき、業界を見つめなおす機会となりました。

「コロナ禍」はピンチでもありましたが、これをバネとされておられる会員の皆様に心強さを感じると共に今回のお話をヒントに、また一層精進してまいります。

お世話になり、ありがとうございました。またご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

有限会社　福岡マネキン紹介所　**前谷　雅司**

今回の意見交換会は、株式会社ジョビア様での開催でした。社内の第一印象は、「マネキン紹介所というよりもIT企業のようなオープンオフィスで、素晴らしくカッコいい。」でした。

意見交換会が始まると、全国共通で人手不足の問題を抱えており、今後その対策を講じることが急務である、と感じました。それと同時に、長年据え置きだったマネキンさんの賃金アップと紹介手数料を上げていく方法をご教示いただきました。

末尾となりますが、現理事の皆さまが、「全日本マネキン紹介事業協会に属するメリットが１つでも増えるよう大変な思慮をしていただいているな。」と実感できる大変有意義な時間を過ごすことが出来ました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

マネキン紹介事業に役立つQ&A

Q 1：紹介した求職者が勤務開始後まもなく退職した場合、紹介手数料の返金に関する規定を定めて、明示するよう求められていますが、マネキン紹介の場合、紹介手数料は紹介したマネキンさんに支払われた賃金に対して請求するという形のため、一般のホワイトカラーなどの紹介のように予定年収の〇〇%を一括で雇用開始時に請求、お支払いいただくというスキームとは異なるのですが、それでも勤務開始後まもなく自己都合退職した場合には、紹介手数料を返金しなければならないのでしょうか？

A 1：紹介手数料の返金については各紹介所が規定を定めれば良いので、返金規定の内容を明示することが求められます。マネキン紹介は支払った賃金に対する紹介手数料の請求なので、返金は無しという規定であれば、返金無しということを返金規定に明示してください。
そもそもこの返金制度は、紹介した求職者の予定年収に対して一括で紹介手数料が支払われる場合に、お支払いいただいた紹介手数料の50%を返金する、などを規定するもので、マネキン紹介のように支払った賃金に対して〇%を請求するという形式には適合しないと考えられます。

Q 2：紹介予定派遣において、紹介時に提示される賃金額は、派遣労働者として受け取っていた賃金水準と同程度のものでなければならないのでしょうか。

A 2：紹介時点での賃金額は、紹介に係る労働条件として求人者から明示されるべきものであり、基本的にはそれまでの水準に捉われる必要はありません。なお、派遣先（求人者）が賃金額の検討を行うにあたり、派遣元（派遣事業を兼業している職業紹介所）にこれまでの賃金額を問合せてきても、基本的には答えなければならないという義務はありません。

（公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会　より提供）

事務局だより

能登半島地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

◆　会員名・住所変更

東海連絡会

株式会社　協和ビジネス　　大橋　いつ代　　令和５年９月27日
〒510-8024　三重県四日市市西富田町323
TEL：059-364-6485

電話問合せ件数と対応について

求人者より、マネキンさんの手配についてのお問合せの他、会員事業所よりインボイス対応についてのお問合せがありました。

	R5. 7月	8月	9月	10月	11月	計
協会会員		5	2			7
求人者	1	1	1	3	1	7
求職者		2				2
その他				2		2
計	1	8	3	5	1	18

編集後記

マスクをしない生活に戻り、年末は忘年会も久し振りに盛り上がりましたね。
健康第一で、明るい一年になりますように。

表紙の写真について
何度も消失し再建された金閣寺、力強いですね。
金閣寺の黄金にあやかって景気の良い一年にしたいと願っています。

全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

全紹協求人サイトは、
公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が
運営する求人サイトです。

＊1社あたり100件の求人情報を掲載可能
＊リーズナブルな年間掲載料金
＊1社月平均応募者数10.5人の実績
＊月間最大応募者数50人／1社

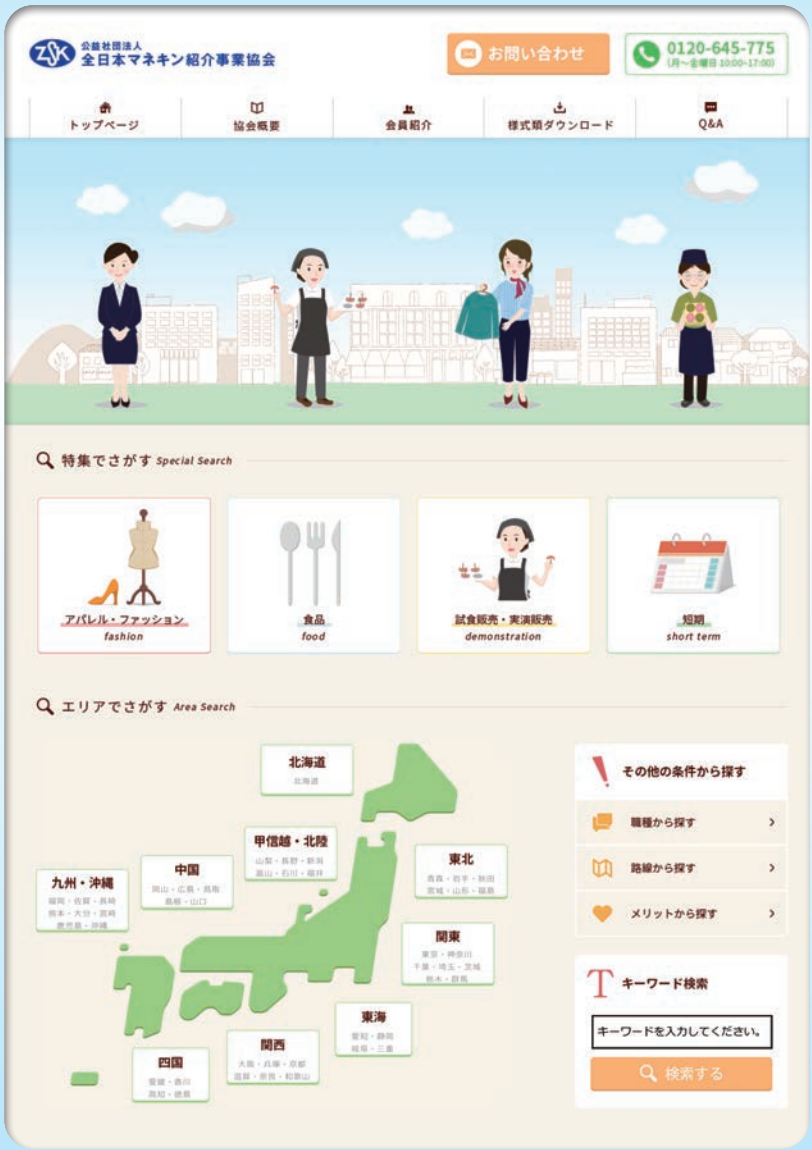

公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041　東京都千代田区神田須田町1-7-1ウィン神田807号室
電話03-3253-5775　FAX03-3253-5776　mail：info@zensyokyo.org

■ 全紹協求人サイト料金表

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
正規料金（税別）	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より
会員料金（税別）	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より

※別途消費税が加算されます。
※各エリア共通料金となります。

期　　間：1年間（令和5年11月1日～令和6年10月31日）
求人件数：1社あたり100枠　　求人範囲：地域ブロック毎（関東、関西etc）

全紹協広報 マネキン 2024年 新春号
2024年1月発行(No.115) 定価300円(税込)
編集・発行 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 広報部 http://zensyokyo.org/
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1ウィン神田807号室 TEL. 03-3253-5775(代) FAX. 03-3253-5776